

鴨川都市計画特別用途地区の決定について



鴨都建第 82 号

平成 31 年 4 月 12 日

鴨川市都市計画審議会

会長 島田 誠一 様

鴨川市長 亀田 郁夫



鴨川都市計画特別用途地区の決定について（付議）

このことについて、都市計画法第 19 条第 1 項の規定により、別紙のとおり貴審議会に付議します。

## 鴨川都市計画特別用途地区の決定（鴨川市決定）

都市計画特別用途地区を次のように決定する。

種 類	面 積	備 考
特別用途地区 (第一種特別工業地区)	約 5.2ha	—
特別用途地区 (第二種特別工業地区)	約 7.2ha	—
合 計	約 12ha	—

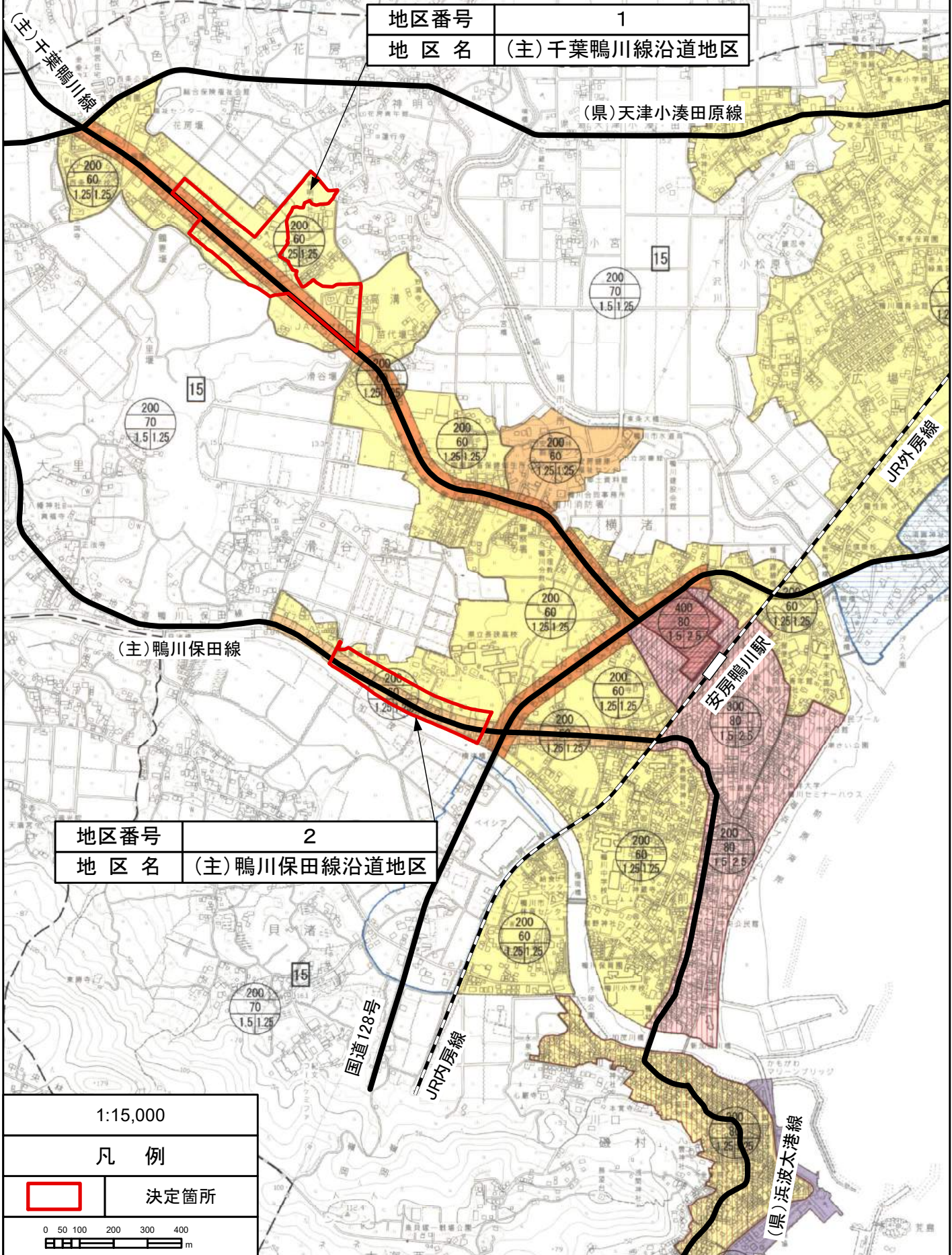
「位置及び区域は計画図表示のとおり」

<理由>

- 周辺の市街地環境との調和を担保するため、用途地域の変更と併行して、周辺環境に影響を及ぼす建築物等の立地を制限する特別用途地区（第一種特別工業地区、第二種特別工業地区）を本案のように決定するものである。

鴨川都市計画特別用途地区の決定について（鴨川市決定）

位置図



地区番号	1
地区名	(主)千葉鴨川線沿道地区

地区番号	2
地区名	(主)鴨川保田線沿道地区

1:15,000

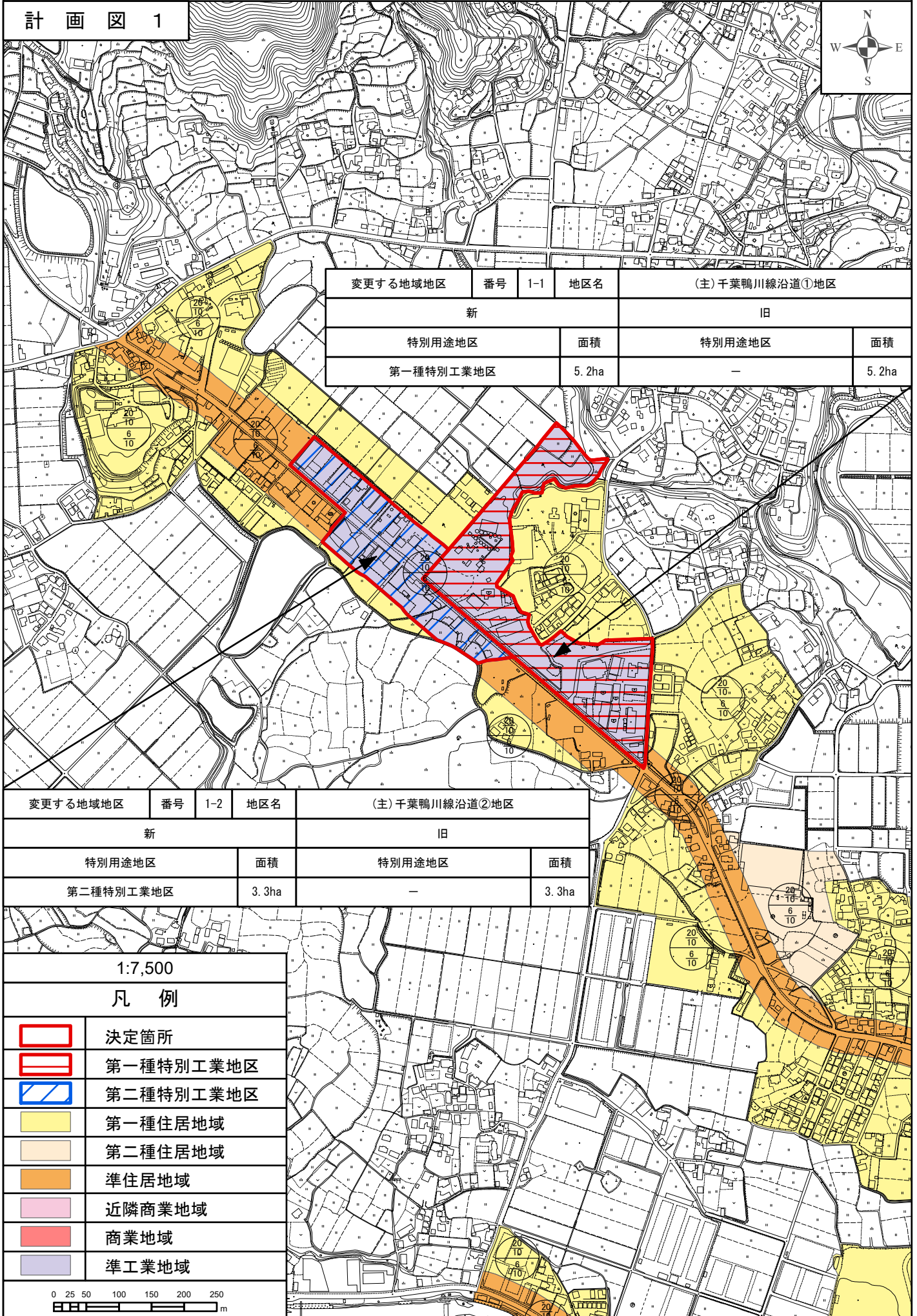
凡例

決定箇所

0 50 100 200 300 400 m

鴨川都市計画特別用途地区の決定について（鴨川市決定）

計 画 図 1



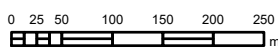
変更する地域地区	番号	1-1	地区名	(主) 千葉鴨川線沿道①地区	
新			旧		
特別用途地区		面積	特別用途地区		面積
第一種特別工業地区		5.2ha	—		5.2ha

変更する地域地区	番号	1-2	地区名	(主) 千葉鴨川線沿道②地区	
新			旧		
特別用途地区		面積	特別用途地区		面積
第二種特別工業地区		3.3ha	—		3.3ha

1:7,500

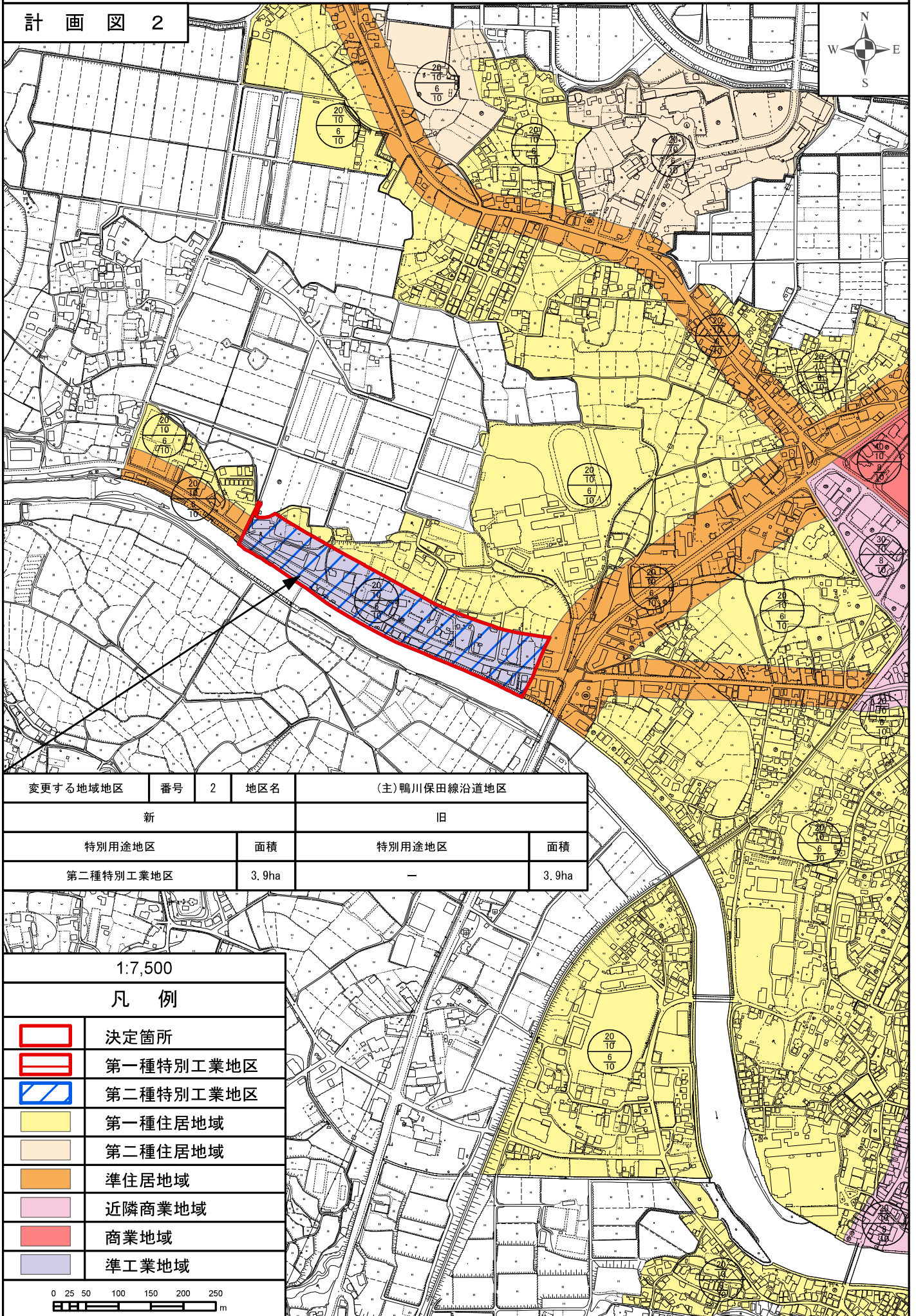
凡 例

- 決定箇所
- 第一種特別工業地区
- 第二種特別工業地区
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域



鴨川都市計画特別用途地区の決定について（鴨川市決定）

計 画 図 2



変更する地域地区	番号	2	地区名	(主)鴨川保田線沿道地区	
新			旧		
特別用途地区	面積		特別用途地区	面積	
第二種特別工業地区	3.9ha		—	3.9ha	

1:7,500

凡 例

	決定箇所
	第一種特別工業地区
	第二種特別工業地区
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域

0 25 50 100 150 200 250 m